

産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会
二酸化炭素貯留事業等安全小委員会の設置について

令和6年8月
産業保安・安全グループ 鉱山・火薬類監理官付

1. 設置趣旨

- 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けては、徹底した省エネ、再エネや原子力といった脱炭素電源の利用促進などを進めるとともに、鉄鋼・化学等の産業や火力発電といった脱炭素化が難しい分野においても GX を推進していくことが必要であり、こうした分野における脱炭素化を進める手段として、CO₂ を回収して地下に貯留する CCS の導入が不可欠である。
- この点に関し、我が国として CCS 事業の事業環境を整備するため、令和 6 年通常国会において「二酸化炭素の貯留事業に関する法律案」が審議・成立し、5 月 24 日には同法が公布された。本法律には貯留事業等の許可制度や事業規制・保安規制等が措置されており、例えば貯留事業等において用いる工作物の技術上の基準や、地中へ CO₂ を貯留するために保安上必要となる措置など、公共の安全の維持及び災害の発生の防止の観点から、下位法令における保安規制関係の措置事項の検討を進める必要がある。
- こうした CCS 事業に係る保安規制に関する制度立案や執行状況等について議論・検討を行う場として、保安・消費生活用製品安全分科会の下に、学識経験者、研究者等から構成される「二酸化炭素貯留事業等安全小委員会」を設置する。
- なお、同法の事業規制に係る検討は、総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 カーボンマネジメント小委員会において行われるため、審議内容に照らして必要に応じて合同審議を行う。

2. 委員構成

学識経験者、研究者等から構成
※委員名簿は別紙のとおり。